

別添 3 震災対策・戦略作物生産基盤整備事業

第 1 目的及び趣旨

東日本大震災によって甚大な被害の生じた農地・農業水利施設については、現在、災害復旧の取組が進められているところである。

一方、被害が軽度であっても用水機能等に支障が生じている施設や、また、老朽化しており、傾き、継ぎ目ズレ等の損傷があるため、仮に、現在はその機能に支障がなくとも余震等によって損傷が進行することが懸念されている施設もある。

このため、本事業によって、軽度被災の農地・農業水利施設や地震等によって損傷が進行することが懸念されている老朽化した水利施設の補修等を実施し、生産基盤の耐震性の強化と戦略作物等の生産性の向上を図り、もって、東日本大震災により相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

第 2 事業内容

- 1 本事業は、戦略作物や地域の主要な作物の作付計画が策定されている地域において、農地・農業水利施設のきめ細かな整備のために必要であって、別表に掲げる工種のいずれかに該当するものについて実施するものとする。
- 2 「戦略作物」とは、農業者戸別所得補償制度の対象作物である米（米粉用米、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲、加工用米を含む。）、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね、飼料作物に、さとうきび及びでん粉原料用かんしょを加えたものとする。
- 3 「地域の主要な作物」とは、4に規定する作付計画に地域の主要な作物として記載されている作物とする。
- 4 「地域の主要な作物の作付計画」とは、市町村により策定された農業振興計画又は地域で定める地域農業の振興のための計画とする。

第 3 事業実施主体

本事業の実施主体は、特定都道府県（東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）第 77 条第 1 項の特定都道府県をいう。）又は特定市町村（同法の特定市町村をいう。）とする。

第 4 計画の作成

- 1 本事業を実施しようとする者は、別記様式第 1 号により、次に掲げる事項を定めた整備計画を地区ごとに作成するものとする。
 - (1) 戦略作物又は地域の主要な作物の作付計画の概要
 - (2) 基盤整備の概要
 - (3) 要する費用の内訳
- 2 地区の設定に当たっては、事業範囲を同じ用水系統又は同じ排水系統にある水利施設の受益範囲内、ブロックローテーションの取組範囲内、農業振興計画等の範囲内などとする。

第 5 事業の実施

- 1 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的

かつ効果的な推進に努めるものとする。

- 2 本事業により整備された暗渠排水のうち、市町村又は土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置付けられているものを地域排水型暗渠排水と称する。

なお、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあつては、行政財産として適切に管理することとする。

第6 助成

国は、本事業に関連して必要となる経費について、別に定めるところにより予算の範囲内において、事業実施主体に助成するものとする。

なお、助成の対象となる経費は、事業実施に係る経費のうち、次に該当するものとする。

- 1 工事費
- 2 測量設計費
- 3 用地費及補償費
- 4 船舶及機械器具費

別表（第2関係）

事業種類	事業内容
1 農業用排水施設	農業用排水（防除用水等を含む）施設の新設、廃止又は変更
2 暗渠排水	暗渠の変更
3 土層改良	客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良

別記様式第1号

整備計画

地区名		事業実施主体	関係都道府県 関係市町村	6法指定地域等
主要作物				
別添3 第4の1 に掲げる 内容	(1)			※地域の主要な作物の作付け計画が明示された書面等があれば添付すること。
	(2)			※別添3第4の2の事業地区の設定に関する考え方を記載すること。
	(3)	【全体事業費： 千円（うち工事費： 千円）】		※工事費以外の内訳について具体的に記載すること。また、工事の詳細については以下の内訳欄に記載すること。
< (3) の内訳 >				
別添3別表 の番号 (事業の種類)	工 事 内 容			工事費（千円）
				全体額